

ACSV MONTHLY LETTER

● 主な税金の納期限について

主な税金の納付の期限は以下の通りです。納付が遅れると、その日数に応じて延滞税が、さらに源泉所得税には不納付加算税が課税される場合があります。

税目	区分	納付期限
法人税等	確定	事業年度終了日から2か月 (株主総会が2か月内に開催されない場合、1か月延長可能)
	予定	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月
所得税	確定	3月15日(振替納税は4月中旬~下旬)
	予定	1期:7月31日 2期:11月30日
	準確定	死亡の日から4か月
消費税等	確定	法人:事業年度終了日から2か月 個人:3月31日(振替納税は4月中旬~下旬)
	予定	法人は事業年度開始の日から、個人は1月1日から、 確定年税額が48万円以下:6か月経過した日から2か月 同48万円超4800万円以下:毎3か月を経過した日から2か月 同4800万円超:毎1か月を経過した日から2か月
源泉所得税	原則	翌月10日
	特例	1~6月分:7月10日 7~12月分:1月20日
個人住民税	普通	(奈良市)1期:6月 2期:8月 3期:10月 4期:1月
個人事業税	確定	(奈良県)1期:8月 2期:11月
事業所税	確定	法人:事業年度終了日から2か月 個人:3月15日
固定資産税	賦課	(奈良市)1期:4月 2期:7月 3期:11月 4期:2月
自動車税	賦課	5月
相続税	確定	相続開始があったことを知った日(通常は死亡の日)から10か月
贈与税	確定	3月15日

■ 税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付(第3期)	
11月	所得税予定納付(第2期) 個人事業税納付(第2期)	減額申請ができます。

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。